

八尾市立病院維持管理・運営事業（第 2 期） 募集要項

平成 30 年 6 月 6 日（修正版）

八 尾 市

目 次

第 1. 本募集要項の位置付け.....	1
第 2. 事業概要	1
1. 本事業の検討経緯・基本理念等.....	1
2. 事業内容に関する事項.....	4
第 3. 応募者の備えるべき参加資格要件.....	8
1. 応募者の構成等.....	8
2. 応募者の参加資格要件.....	9
3. 応募者の制限.....	9
4. 参加資格要件の確認.....	10
5. 参加資格の喪失.....	10
第 4. 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	10
1. 民間事業者選定の方法.....	10
2. 選定スケジュール.....	10
3. 募集手続等	11
4. 審査及び選定に関する事項.....	15
5. 提案価格の上限.....	16
第 5. 優先交渉権者選定後の手続き等.....	16
1. 民間事業者の選定.....	16
2. 基本協定の締結.....	17
3. S P C の設立.....	17
4. 事業契約の締結.....	17
5. 事業契約の内容の公表.....	18
6. 直接協定の締結.....	18
7. 市によるモニタリング.....	18
第 6. その他の事項	18
1. 契約保証金	18
2. 著作権・特許権等.....	18
3. 応募に伴う費用負担.....	19
4. 使用言語及び単位、時刻.....	19
5. 本募集要項等に関する問合せ先.....	19

第 1.本募集要項の位置付け

本募集要項は、八尾市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、特定事業として選定した「八尾市立病院維持管理・運営事業（第 2 期）」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を募集及び選定する公募プロポーザルを実施するにあたり、公表するものである。

本事業の基本的な考え方については、平成 29 年 9 月 1 日に公表した実施方針及び業務要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）と同様であるが、本事業の条件等については、実施方針等に関する質問に対する回答（平成 29 年 11 月 10 日公表）を反映し、一部変更している。

下記に示す資料は、本募集要項と一体のもの（以下「募集要項等」という。）である。なお、募集要項等と実施方針等及び実施方針等に関する質問に対する回答に相違がある場合は、募集要項等の規定が優先するものとする。

○附属資料

- 附属資料 1 業務要求水準書（案）
- 附属資料 2 参考個別仕様書
- 附属資料 3 様式集
- 附属資料 4 審査基準書
- 附属資料 5 基本協定書（案）
- 附属資料 6 事業契約書（案）
- 附属資料 7 サービス対価の算定方法
- 附属資料 8 モニタリングの考え方
- 附属資料 9 調達に関するベンチマーク分析の考え方

第 2. 事業概要

1. 本事業の検討経緯・基本理念等

(1) 市の状況等

市は市政運営の柱に「健康づくりの推進」を掲げており、平成 30 年 4 月には中核市に移行し保健所を設置することとなっている。また、平成 30 年度中には「健康都市宣言」を行う方向で検討が進んでおり、保健所設置市の公立病院として、地域医療への一層の貢献が求められている。

【八尾市総合計画での位置づけ（抜粋）】

■八尾市第5次総合計画

「やお総合計画 2020～元気をつなぐまち、新しい河内の八尾～」

まちづくりの目標：誰もが安全で安心して住み続けられる八尾

政策名：医療・保健の体制の整備

施策1-1 医療サービスの充実

基本方針：市立病院は、地域の中核病院として急性期医療・救急医療の充実を図り、市民の生命と健康を守る立場から、健全経営を図りつつ、小児救急を含む小児医療、周産期医療、救急医療、災害医療などの不採算医療分野を確保します。

（2）医療体制の充実

主な取り組み：市民が安心して市立病院を利用できるため、医療体制の充実を図り医療サービスの向上に努めます。

施策1-2 地域医療体制の充実

基本方針：市立病院は、地域の中核病院として市内医療機関とのネットワークを強化します。

（1）地域医療体制の連携強化

主な取り組み：市立病院は地域の中核病院として市内医療機関との連携を充実します。

(2) 基本理念・基本方針

八尾市立病院は、平成16年5月の新病院の開院以降、平成19年には大阪府地域周産期母子医療センターの認定、平成24年には地域医療支援病院の承認、平成27年には国指定の地域がん診療連携拠点病院の指定を受ける等、「成長する公立病院」として、「医療の質の向上」（「がん診療」と「市民の病院としての地域医療」）と「健全経営」を追求しつつ、地域密着型医療を推進しており、地域医療の観点では、住民のニーズが高い「救急」と「周産期医療」に関する取り組みを進めている。

また、八尾市立病院に求められる役割を実現していくため、「急性期病院機能の充実」、「地域医療支援病院としての活動の継続」、「地域がん診療連携拠点病院としての活動の定着化」を推進しており、以下の基本理念・基本方針を掲げている。

■ 基本理念 1. 地域住民の健康な生活を守るため、高度で良質な医療を提供します。 1. 信頼される市の中核病院として、地域に密着した医療を推進します。 1. 市民に誇れる公立病院として、品格ある病院運営を実践します。
■ 基本方針 1. 医療安全を重視し、医療ニーズに対応した高度医療・急性期医療を充実させます。 2. 地域の医療機関との連携の強化と、保健・福祉分野との役割分担により、地域完結型の医療を確立します。 3. 救急医療、小児・周産期医療、災害医療などの政策医療を確保します。 4. 患者の意思と権利を尊重し、市民に信頼される病院をめざします。 5. 良心に基づく運営と公民協働による健全経営の維持により、職員が誇れる病院を追求します。 6. 医療従事者の教育・研修の充実により、医療水準の向上に努めます。

(3) PFI 導入の目的

八尾市立病院における PFI（Private Finance Initiative: 民間資金を活用した社会資本整備手法）導入の目的は、次のとおりである。

①医療サービスの向上

八尾市立病院は、地域住民の健康を守る市の中核病院として、医療ニーズに対応した高度医療・政策医療を提供し続ける使命を担っており、PFI の導入により、医療周辺サービスを改善・充実することで、医療者が高度・良質・安全な医療提供ができるよう、「医療の質の向上」や「医療環境の向上」などの医療サービスの質の向上をめざす。

②患者サービスの向上

八尾市立病院は、民間事業者の顧客本位の経営・運営ノウハウを活用する PFI の導入により、病院ボランティア、関係する諸団体、病院職員との連携のもとで意見をきめ細かく分析し、日々の活動に反映し、「患者サービスの向上」や「施設の利用しやすさ・機能の向上」、「病院情報へのアクセスの改善」などのサービスの質的向上を通じた患者中心の病院の実現をめざす。

③コストの縮減

八尾市立病院は、医療行為等の直接的な医療サービスを除く周辺業務に関して、PFI の導入により、民間事業者のノウハウを病院運営に活用することによる全体的な PFI 事業の業務に係る「コストの縮減」、すなわち積極的な維持管理・運営に関する各業務のコストの縮減をめざしていく。特に、維持管理・運営に関するコストの大部分を占める建物・設備の大規模修繕、医療機器、医薬品や診療材料等の購入に係る調達コストの縮減については、積極的な取組みによる病院経営への貢献をめざす。

(4) 検討経緯

市では、平成 16 年 3 月に運営型 PFI として八尾医療 PFI 株式会社と八尾市立病院維持管理・運営事業（以下「現 PFI 事業」という。）契約を締結し、平成 31 年 3 月末に事業期間終了を迎える。

現 PFI 事業では、以下の①、②の調査等により、PFI 導入の目的であった「医療サービスの向上」「患者サービスの向上」「コストの縮減」が達成されていることが確認できた。また、平成 28 年度に実施した③の検討により、定性的、定量的な効果を見込めることが確認でき、PFI 事業として継続することは望ましいと判断された。その後、実施方針の公表（平成 29 年 9 月 1 日公表）及び特定事業の選定（平成 29 年 12 月 22 日公表）を受け、募集要項等の公表を行うものである。

- ① 八尾市立病院 PFI 事業検証のための実態調査・分析業務（平成 21 年度）
- ② 八尾市立病院 PFI 事業検証業務（平成 27 年度）
- ③ PFI 事業期間終了後の八尾市立病院維持管理・運営事業に関する検討業務（平成 28 年度）

2. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

八尾市立病院維持管理・運営事業（第 2 期）

(2) 本事業に供される公共施設等の種類

医療施設（以下「本施設」という。）

(3) 公共施設等の管理者等の名称

八尾市長 田中誠太

(4) 事業実施場所

大阪府八尾市龍華町一丁目 3 番 1 号

(5) 施設の概要

①施設の概要

本施設は、市が整備した市唯一の公立病院として、地域医療の中核を担うことを期待された急性期医療を中心とした高度医療を行う総合病院である。建物本体は、大規模災害の発生時においても、その機能が十分発揮できるものとするため、免震構造を採用している。なお、平成 26 年度から 27 年度にかけて別棟として北館が整備された。

面積	敷地面積 14,999.98m ² 建築面積 8,449.09m ² 延床面積 40,470.38m ² (駐車場 8,543.54m ² 含む)
病床数	380 床 (特別室 (7 床)、個室 (81 床)、4 床室 (264 床)、HCU (14 床)、NICU (6 床)、ICU (6 床)、無菌病室 (2 床))
構造物 構成	【本館】 鉄骨造一部 RC 造、免震構造、地上 8 階、地下 1 階、塔屋 1 階、最高地上 41.55m
	【北館】 鉄骨造 地上 5 階 最高地上 23.00m
主要 部門	病棟部門、リハビリ部門、管理部門、手術部門、中央検査部門、外来診療部門、放射線部門、生理検査部門、薬局部門、救急部門、SPD 部門、給食部門

②施設の立地条件

ア 用途地域：近隣商業地域

イ 建ぺい率：80%

ウ 容積率：300%

エ 防火指定：防火地域

(6) 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、事業契約の締結により契約した事業者（以下「PFI 事業者」という。）が医療機器、備品等を調達し、事業期間内における本施設の維持管理・運営に関する業務を行う。

なお、PFI 事業者が調達した医療機器、備品等の所有権は、調達後 PFI 事業者から市に移転するものとする。ただし、一部の医療機器、備品等については、事業期間を通じて PFI 事業者が保有し、事業期間終了後に PFI 事業者から市に移転する。

(7) PFI 事業者が実施する業務

PFI 事業者の業務範囲は、次のとおりである。なお、病院事業の経営及び診療行為については、従来どおり市が行う。

①建設・設備維持管理業務

ア 建物・設備維持管理業務

※事業期間内に発生するすべての修繕・更新に対応すること

イ 外構施設保守管理業務

ウ 警備業務

エ 環境衛生管理業務（環境測定業務）

オ 植栽管理業務

②病院運営業務（医療法に基づく政令 8 業務）

ア 検体検査業務

イ 滅菌消毒業務

ウ 食事の提供業務

エ 医療機器の保守点検業務

オ 医療ガスの供給設備の保守点検業務

カ 洗濯業務

キ 清掃業務

③その他病院運営業務

ア 医療事務業務

イ 物品管理・物流管理（SPD）業務

ウ 医療機器類の管理業務

エ 医療機器類の整備・更新業務

（PFI 事業者が整備・更新する医療機器類は、添付資料 31「医療機器・什器備品リスト」を参照のこと。）

オ 什器・備品の整備・更新・保守点検・管理業務

カ 総合医療情報システム等の運営・保守管理・整備・更新業務

キ 廃棄物処理関連業務

ク 院内保育施設の運営業務

ケ その他業務（電話交換業務、図書室運営業務、会議室管理業務）

コ 利便施設運営管理業務（食堂、売店等）

サ 危機管理業務

シ 経営支援業務

ス 一般管理業務（マネジメント業務を含む）

(8) 市が行う業務

市は、医療法に定める病院の開設者として、同法及び関連法令（法律、政令、省令、条例、企業管理規程及び要綱等。以下同様。）の適用のもとで本施設を運営・管理するものである。市の行う業務範囲・内容は、以下のとおり。

- ア 医療法及び関連法令に基づき、市が自ら行わなければならない診療、看護、院内薬剤・服薬指導、生理検査、医療サービスの提供に関する業務及び医療管理、病院経営に関する業務

(9) PFI 事業者の収入

市は、事業契約書に従い、本事業に必要なサービス対価を支払う。ただし、利便施設運営管理業務（食堂、売店等）については、PFI 事業者の独立採算業務とし、これに係る運営費用はサービス対価に含まず、PFI 事業者の負担とする。

サービス対価は、事業契約書に基づいて決定される金額をベースに毎年見直しを行い、物価変動を勘案して適宜改定を行う。本事業の運営開始後、事業期間終了までの間、事業契約書に定める額を PFI 事業者に支払うものとする。支払条件の詳細については、「サービス対価の算定方法」を参照のこと。

(10) 本事業を実施するのに必要なスペースの使用に係る事項

本事業に必要なスペースを PFI 事業者の使用を認める。ただし、独立採算業務等を実施するために必要なスペースは、PFI 事業者の有償で使用を認める。

(11) 本事業に関連する主な根拠法令等

PFI 事業者は、本事業を実施するにあたり、下記に例示する関係法令等を遵守すること。

- ア 医療法
- イ 地方自治法
- ウ 地方公営企業法
- エ 建築基準法
- オ 消防法
- カ 健康保険法

- キ 老人保健法
- ク 高齢者・身障者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）
- ケ 薬事法
- コ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- サ 水質汚濁防止法
- シ 放射性同位元素等による放射性障害の防止に関する法律
- ス 高圧ガス保安法 等

(12) 事業スケジュール

準備引継期間	平成 31 年 1 月（予定）～平成 31 年 3 月
維持管理・運営期間	平成 31 年 4 月から 15 年間

第 3.応募者の備えるべき参加資格要件

1. 応募者の構成等

応募者の構成等については、次のとおりとする。

- (1) 応募者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員及び協力企業）で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。なお、応募者を構成する法人は構成員、協力企業のいずれかとし、各法人の定義は、以下のとおりとする。また、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うこと。

構成員	SPC に出資を行う法人。なお、構成員のうち、本事業を遂行するにあたって必要な業務の一部を SPC から直接に受託・請負するものが SPC の総株主の議決権の 3 分の 2 を超える議決権を保有し、かつ、代表企業が SPC の総株主の議決権の 2 分の 1 を超える議決権を保有するものとする。
協力企業	本事業を遂行するにあたって必要な業務の一部を SPC から直接に受託・請負するが、SPC には出資を行わない法人

- (2) 代表企業は、応募グループの統括を行う人材を本事業のために SPC に配置すること。
- (3) 構成員は、本事業に係る事業者選定審査の結果、契約締結を行う事業者として選定された場合は、SPC を設立し、出資を行うこと。
- (4) 構成員の変更は認めない。ただし、構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものとし、市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。
- (5) 構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。ただし、市が選定事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者グループの構成員が、選定事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- (6) 協力企業は、複数の応募者の受託先となることが可能である。
- (7) 実施しようとする業務について、関係法令に基づく資格等を有する者で構成すること。

2. 応募者の参加資格要件

応募者は、関係法令等に基づく資格等を有する者で構成する者で業務を実施すること。ただし、応募グループの構成員には、建物・設備維持管理業務、検体検査業務、医療事務業務をそれぞれ適切に実施できる技術・知識・能力・実績・資金・信用等を備えた者が含まれていること。1つの企業で、上記3業務の内、複数の業務を実施する場合には、その裏づけとなる実績等を提出すること。

3. 応募者の制限

次のいずれかに該当する者は、構成員及び協力企業になることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 破産法（大正 11 年法律第 71 号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者
- (3) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者
- (5) 会社法（平成 18 年法律第 66 号）に基づき会社の特別清算の申立がなされている者

- (6) 最近 1 年間の法人税、法人市民税、法人事業税、消費税を滞納している者
- (7) 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者
 - ①PwC アドバイザリー合同会社
 - ②(株)病院システム
 - ③(株)山下ピー・エム・コンサルタンツ
 - ④渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
- (8) 審査委員会の委員若しくは委員が属する企業と資本面若しくは人事面において関連がある者
- (9) 八尾市暴力団排除条例（平成 25 年八尾市条例第 20 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当する者

4. 参加資格要件の確認

参加資格要件の確認基準日は、募集要項等の公表日とする。

5. 参加資格の喪失

応募者が、参加資格審査の確認日から優先交渉権者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該応募者の参加資格を取り消すものとする。ただし、本事業の円滑かつ確実な履行に支障がないような必要な措置が講じられた場合は、状況に応じて市が当該応募者の参加資格の有効性について、総合的に判断する。なお、優先交渉権者決定後から事業契約締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合についても同様とする。

第 4. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者選定の方法

本事業では、各業務において、民間事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、民間事業者のノウハウ、創意工夫を総合的に評価して選定することが必要とされる。したがって、事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式により行うものとする。

2. 選定スケジュール

民間事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおりとする。

日程	項目
平成 30 年 1 月 19 日	募集要項等の公表
平成 30 年 1 月 26 日	現場説明会
平成 30 年 1 月 29 日～ 2 月 1 日	募集要項等に関する質問の受付（第 1 回）
平成 30 年 2 月 9 日	募集要項等に関する質問の回答（第 1 回）（参加資格に関する質問の回答）
平成 30 年 2 月 15 日	参加表明書の受付
平成 30 年 2 月 23 日	募集要項等に関する質問の回答（第 1 回）（参加資格以外に関する質問の回答）
平成 30 年 3 月 8 日～9 日	参加資格確認書類の受付
平成 30 年 3 月 16 日	資格審査結果の通知
平成 30 年 3 月 19 日～20 日	資格審査の不合格理由の説明請求受付
平成 30 年 3 月 19 日～22 日	競争的対話の申込受付（第 1 回）
平成 30 年 3 月 29 日 （予備日：30 日）	競争的対話の実施（第 1 回）
平成 30 年 4 月 12 日～17 日	募集要項等に関する質問の受付（第 2 回）
平成 30 年 5 月 11 日	募集要項等に関する質問の回答（第 2 回）
平成 30 年 5 月 14 日～17 日	募集要項等に関する質問の受付（第 3 回）
	競争的対話の申込受付（第 2 回）
平成 30 年 5 月 28 日 （予備日：29 日）	競争的対話の実施（第 2 回）
平成 30 年 6 月 8 日	募集要項等に関する質問の回答（第 3 回）
平成 30 年 7 月 2 日～3 日	提案書類の受付
平成 30 年 9 月上旬	優先交渉権者の決定、公表
平成 30 年 9 月中～下旬 （予定）	基本協定締結
平成 31 年 1 月上旬（予定）	事業契約締結

3. 募集手続等

(1) 応募手続き

応募に関する手続等は、次のとおりである。なお、すべての書類の提出先については、「第 6 5. 本募集要項等に関する問合せ先」によること。なお、電子メール又は郵送にて書類の提出を行った場合には、必ず電話にて着信・到着確認を行うこと。

①現場説明会

本施設について確認するための現場説明会を行う。現場説明会への参加希望者は、平成 30 年 1 月 24 日(水)までに様式 1 を使用して、電子メールにて申し込むこと。参加者数は 1 企業につき、2 名までとする。

ア 日時

平成 30 年 1 月 26 日(金) 午後 12 時 30 分から

イ 開催場所

八尾市立病院北館 5 階大会議室

②質問の受付

本募集要項等に関する質問の受付は、次の手順により行う。

ア 質問方法

質問書(様式 2、3)に質問事項を記載の上、当該ファイルを電子メールにて送信すること。電話や F A X、口頭による質問は受け付けない。なお、資格審査結果の通知以降は、資格審査を通過したグループ毎に、代表企業名にて提出すること。

イ 受付期間

第 1 回：平成 30 年 1 月 29 日(月)～2 月 1 日(木) 正午まで

第 2 回：平成 30 年 4 月 12 日(木)～4 月 17 日(火) 正午まで

第 3 回：平成 30 年 5 月 14 日(月)～5 月 17 日(木) 正午まで

③質問への回答公表

質問及び質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が認めるものを除き、市のホームページにおいて公表する。なお、質問者名は公表しない。

ア 回答公表日

第 1 回：平成 30 年 2 月 9 日(金) 予定(参加資格に関する質問の回答)

平成 30 年 2 月 23 日(金) 予定(参加資格以外に関する質問の回答)

第 2 回：平成 30 年 5 月 11 日(金) 予定

第 3 回：平成 30 年 6 月 8 日(金) 予定

イ 回答方法

八尾市ホームページにて公表する。

④参加表明書の提出

応募者は、様式集に定める参加表明書を提出する。提出は応募グループの代表企業が行うこと。

ア 提出日

平成 30 年 2 月 15 日(木) 午前 9 時～午後 5 時 (必着)

イ 提出方法

参加表明書は当該ファイルを期日までに電子メールで送付の上、後日郵送にて原本を送付すること。

⑤資格審査書類の提出

応募者は、様式集に定める資格審査に必要な書類を提出する。提出は応募グループの代表企業が行うこと。

ア 提出日

平成 30 年 3 月 8 日(木)～3 月 9 日(金) 正午 (必着)

イ 提出方法

資格審査書類は持参又は郵送とし、FAX又は電子メールによる提出は不可とする。郵送にて書類の提出を行った場合は、必ず電話にて到着確認を行うこと。

⑥資格審査結果の通知

平成 30 年 3 月 16 日(金)に資格審査の結果を電子メールにて応募者に通知し、原本は後日郵送する。

なお、資格審査の結果、不合格となった者は、市に対して不合格とした理由について、次に従い、書面(様式自由。ただし、A4 版とする。)により説明を求めることができる。

ア 提出日

平成 30 年 3 月 19 日(月)～3 月 20 日(火) 正午 (必着)

イ 提出方法

持参又は郵送により提出するものとする。なお、郵送する場合は、上記に示す提出日までに必着するように必ず「配達記録郵便」にて郵送すること。

⑦守秘義務対象資料の開示

資格審査を合格した者に、守秘義務対象資料の開示を行う。なお、詳細は資格審査通過者に連絡する。

⑧提案書類の提出

提案書類の提出は、応募者の代表企業が行う。

ア 提出部数

提出書類を 15 部及び電子データを保存した CD-R 1 部

イ 提出日

平成 30 年 7 月 2 日(月)～ 7 月 3 日(火) 正午(必着)

ウ 提出方法

持参又は郵送により提出する。なお、郵送する場合は、「八尾市立病院維持管理・運営事業（第 2 期）提案書類在中」と朱書きの上、上記に示す提出日までに必着するように必ず「配達記録郵便」にて郵送すること。また、郵送にて書類の提出を行った場合は、必ず電話にて到着確認を行うこと。

⑨応募の辞退

資格審査合格通知書の送付を受けた応募者が応募を辞退する場合は、応募辞退届（様式 17）を使用して、電子メール又は郵送にて提出する。なお、郵送する場合は、必ず「配達記録郵便」とする。なお、電子メール又は郵送にて書類の提出を行った場合には、必ず電話にて着信・到着確認を行うこと。

(2) 競争的対話の実施

本事業は第 2 期事業であるため、現 PFI 事業の状況を踏まえた上でより良い提案を求めることを目的とし、市は事業者の選定手続において、資格審査合格通知書の送付を受けた応募グループとの間で、提案締切までの期間に最大 2 回の対話を応募グループの希望により実施する。

対話の議題は、応募者が事前に提出する対話内容に沿って実施する。競争的対話への参加希望者は、下記の受付期間に様式 4 を使用して、電子メールにて申し込むこと。参加者数は 1 応募グループにつき、25 名までとする。

また、対話に参加しない者が公募に参加することは妨げない。

①受付期間

第 1 回：平成 30 年 3 月 19 日(月)～3 月 22 日(木) 正午まで

第 2 回：平成 30 年 5 月 14 日(月)～5 月 17 日(木) 正午まで

②開催日

第1回：平成30年3月29日(木) 午後 (予備日：3月30日(金))

第2回：平成30年5月28日(月) (予備日：5月29日(火))

詳細については、申し込みを行った企業に対して、連絡を行う。

③開催場所

八尾市立病院北館5階大会議室

④対話結果の取扱い

対話の内容は書面にて記録を行い、募集要項等の一部を構成し、同等の効力を有するものとする。また、対話の結果については、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、市のホームページにおいて公表する。公表にあたっては市は事前に応募者に公表資料の確認を行う。

(3) 提案内容に関するヒアリングの実施

市は、応募者に対し、必要に応じて、提案書類提出後にヒアリングや書面により提案内容の確認を行うことがある。

4. 審査及び選定に関する事項

(1) 審査委員会の設置

応募者の審査にあたっては、透明性、客観性及び公平性の確保に努め、学識経験者、市関係団体、市職員等により構成される「八尾市立病院PFI事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

審査委員会の委員は次のとおりである。なお、本事業について委員接触を試みた者については、参加資格を失う。また、委員会は原則非公開である。

(敬称略、五十音順)

区分	委員名	所属
	貴島 秀樹	八尾市医師会 副会長
	富田 高明	八尾市歯科医師会 副会長
	豊口 雅子	八尾市薬剤師会 副会長
	中川 美雪	あずさ監査法人 公認会計士
副委員長	原田 峻平	岐阜大学 教育学部 助教
	星田 四朗	八尾市立病院 病院長
委員長	横山 幸司	滋賀大学 社会連携研究センター 教授

(2) 審査の基準

審査の基準については、「審査基準書」を参照すること。

(3) 優先交渉権者の選定

審査委員会は、「審査基準書」に従って、価格のみならず、維持管理業務や運営業務における遂行能力や事業計画の妥当性、市の要求するサービス水準との適合性、資金調達計画の確実性、リスク負担能力等から評価を行う。市は、審査委員会の評価結果を踏まえ、優先交渉権者を選定する。

(4) 審査・選定結果の公表

審査及び選定の結果については、市のホームページにおいて公表する。

5. 提案価格の上限

市は、提案価格書に記載された提案価格の合計が、下表に示す合計の額（95,222,472,000 円）の範囲内であることを確認し、その価格を超える場合は提案は無効となり、当該応募者は失格とする。なお、「サービス対価の算定方法」に示す、支払いの種類でタイプ A（定額制）・B（需要変動制）の総額、タイプ C（従量制）・D（実績制）の総額については市が上限として想定した額であり、いずれかが超過した場合においても提案無効の対象にはならないが、超過した場合は提案価格の内訳について協議を行う場合もある。

なお、提案価格には消費税及び地方消費税の額を含まない。

項目	提案価格の上限
タイプ A・B の総額	26,114,040,000 円
タイプ C・D の総額	69,108,432,000 円
合計	95,222,472,000 円

第 5. 優先交渉権者選定後の手続き等

1. 民間事業者の選定

市は、審査委員会の評価結果を踏まえ、優先交渉権者を選定する。選定された優先交渉権者は、募集要項等に基づき契約交渉及び契約手続きを行う。

市と優先交渉権者との基本協定の締結により、優先交渉権者を P F I 法第 8 条第 1 項に基づく本事業の選定事業者として決定する。ただし、優先交渉権者と事業契約に至らなかった場合は、審査における合計点が第 2 位の者と契約交渉を行う。

2. 基本協定の締結

市と優先交渉権者は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑な遂行を果たすための基本的義務に関する事項、優先交渉権者の代表企業、構成員及び協力企業の本事業における役割に関する事項、SPC の設立に関する事項等を規定した基本協定を締結する。

基本協定の締結後においても、市と事業者の協議が整わない場合は、市は、審査における合計点が第 2 位の者と契約交渉を行う。なお、当該協議が整うよう双方最大限の努力を行ったうえで、協議が整わない場合においては、基本協定書第 10 条第 6 項及び第 7 項は適用されないものとする。

3. S P C の設立

選定事業者は、事業契約の締結前までに、本事業を実施する会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として SPC を設立する。

構成員は、当該会社に対して出資するものとする。なお、構成員のうち、本事業を遂行するにあたって必要な業務の一部を SPC から直接に受託・請負するものが SPC の総株主の議決権の 3 分の 2 を超える議決権を保有し、かつ、代表企業が SPC の総株主の議決権の 2 分の 1 を超える議決権を保有するものとする。

すべての出資者は、事業契約が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

なお、SPC の本店所在地を本施設とすることも可能とする。

4. 事業契約の締結

市及び選定事業者は、基本協定の規定に基づく協議を経て合意した内容により事業契約を締結する。事業候補者と契約を締結しない場合、市は第 2 位優先交渉権者と契約について協議を行うことができるものとする。

市が事業契約を締結するためには、地方公営企業法施行令第 17 条第 1 項第 4 号及び地方自治法第 214 条に基づき、議会において債務負担行為に関する予算の議決を得

る必要があることに鑑み、市は、事業契約の締結について、議会の理解を得るための十分な努力をする。優先交渉権者は、市に対し、議決を得るために必要な協力をする。

なお、市は、議会の理解を得るために必要と判断される事項として、事業費の内訳等も含む事業者の提案内容について、選定事業者との協議の上、開示することもある。

5. 事業契約の内容の公表

市は、PFI 法第 15 条の規定に基づき、事業契約の内容を市のホームページにおいて公表する。

6. 直接協定の締結

事業の継続性を確保する目的で、市は PFI 事業者に対し資金供給を行う者と直接協議を行い、契約を締結することがある。

7. 市によるモニタリング

市は、PFI 事業者が事業契約に定められた業務を確実に遂行し、かつ業務要求水準を達成しているか否かを確認するために、PFI 事業者による事業の実施状況についてモニタリングを行う。その結果、市が、予め定めた基準によって、PFI 事業者の業務要求水準が達成されていないことを確認した場合には、市と PFI 事業者の合意に基づく一定の手続きにより、業務改善勧告、業務改善命令、サービス対価の減額、その他の措置を講ずる。

なお、市が実施するモニタリングにかかる費用は市が負担し、PFI 事業者が実施するモニタリング（書類作成などの費用を含む）にかかる費用は PFI 事業者の負担とする。

モニタリングの考え方、手法等の詳細については、「モニタリングの考え方」を参照のこと。

第 6. その他の事項

1. 契約保証金

事業期間中の契約保証金の額は、事業期間の開始から 1 年間のサービス対価（タイプ A 及びタイプ B にかかる費用）の 10 分の 1 とする。

2. 著作権・特許権等

(1) 著作権

提案書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、市は、提案書類の全部又は一部を使用できるものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

3. 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

4. 使用言語及び単位、時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位はメートル法、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

5. 本募集要項等に関する問合せ先

八尾市立病院 事務局企画運営課 (PFI 担当)

住所：八尾市龍華町一丁目 3 番 1 号

電話：072-922-0881

FAX：072-924-4820

電子メール：byouin-pfi@city.yao.osaka.jp

八尾市ホームページ：http://www.city.yao.osaka.jp/